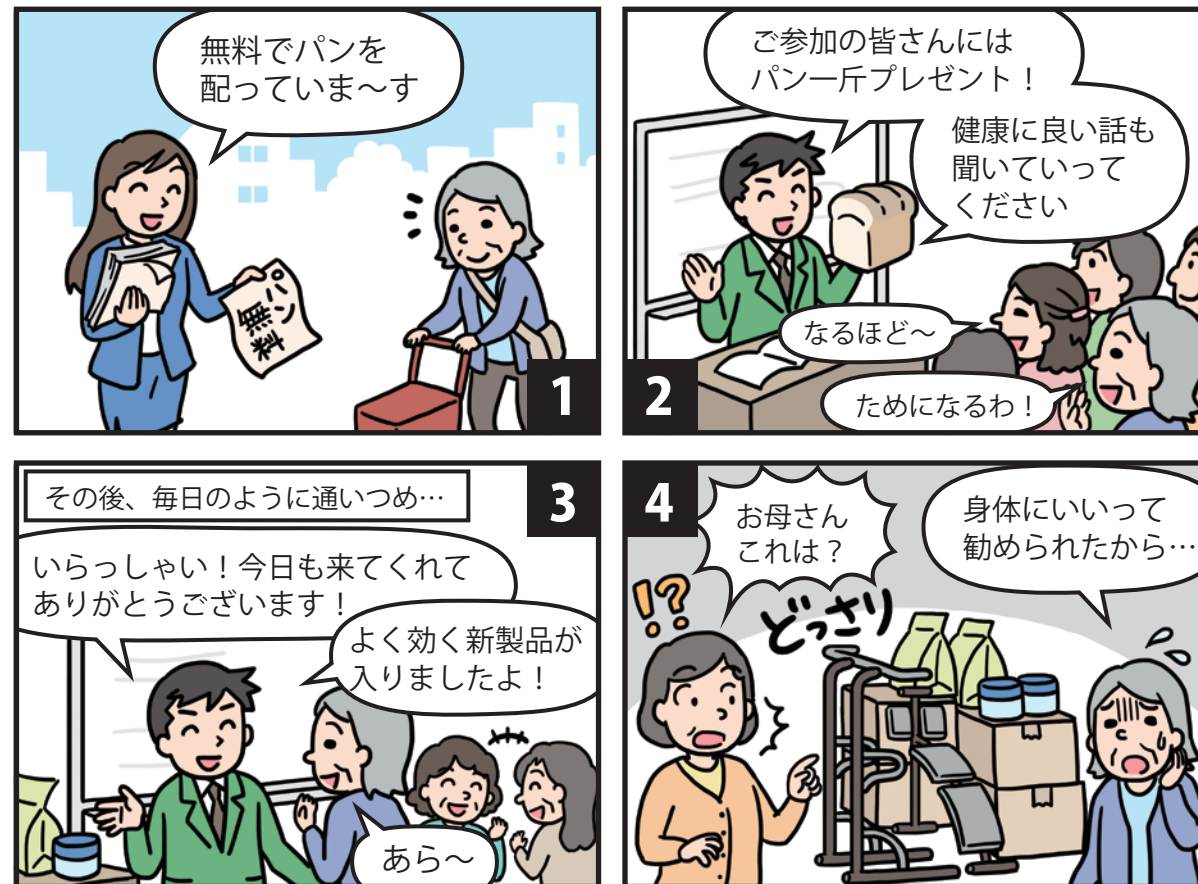
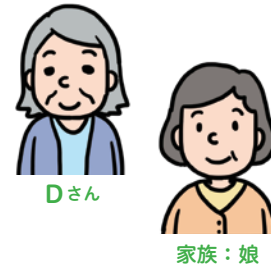


健康器具など 新しく購入した商品を たくさん見つけて



事例の概要

—家族（別居の子）の気付き—

実家へ行ったところ、健康器具が居間の隅に置かれていました。また、健康食品の箱も山積みになっていました。母（Dさん）に尋ねると、路上で声を掛けられ、「無料でパンを配っているのどうぞ。」と、チラシを渡され近くの会場に案内されたそうです。会場には大勢の人がいて、健康にいい話をしてくれ、しかも来場者には粗品をくれるので、母は毎日のように出掛けていたようです。親しくなった販売員から、今なら特別価格、元気になる、安眠できる、新製品だなどと、勧められるままに健康器具や健康食品など健康関連の様々な商品を購入してしまい、置き場所に困り居間に置いていたようです。

気付きのポイントとトラブルの特徴

気付きのポイント

- ・ 頻繁に出掛けては、何か購入してくるようだ。
- ・ 布団や健康器具、健康食品など、見慣れないものがある。
- ・ お金に困っている様子がある。

トラブルの特徴

無料や安価をうたい、近所の空き店舗などの会場に人を集め、ドアを締切りにした状態で、最初は無料や安価で食料品などを配り、雰囲気盛り上げた後、高額な商品を買わせます。最近は何度も通わせて信頼関係を築いてから購入させることもあります。会場では、健康に関する話題など高齢者に関心がある話を聞くことができることから、楽しんで通っている様子が見受けられることもあります。

関係者の連携

※親のことして、消費生活センターに相談。ただし、最終的には、経緯の確認や希望する解決方法について、本人からの聞き取りが必要となる。

別居の子

消費生活センター

消費生活センターに相談したら

契約書を受け取ってから8日間は、クーリング・オフができる可能性があります。また、クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても解約できることがあるので、速やかに相談してください。例えば、健康商品や健康器具などについて、本来標榜できない効能効果をうたった勧誘により契約した場合や、過量に販売されていた場合は、契約の取消しが可能なこともあります。

▶見守る方へアドバイス

商店街の仮設店舗、ビルの一室の空き店舗などが会場になることが多くあります。また、案内のビラを路上で配布していることもあります。地域の様子にも気を配り、心配な場合は本人に声を掛けてみましょう。

消費者被害かな？と思ったら消費生活センターへ ☎188



消費者庁消費者ホットライン188
イメージキャラクターヤン